



平成26年11月13日

各 位

ソーシャル・エコロジー・プロジェクト株式会社  
代表取締役社長 小松 裕 介  
(コード番号 6819)  
問い合わせ先  
経営企画室 岩井 俊 輔  
電話番号 03-5786-3900

## 取締役による株主総会決議不存在等確認訴訟及び 株主による株主総会決議不存在確認等訴訟にかかる 和解成立に関するお知らせ

平成26年7月10日付「取締役による株主総会決議不存在、決議存在確認及び取締役の地位確認訴訟の提起に関するお知らせ」で開示いたしましたとおり、当社は、当社取締役である小松裕介氏より、東京地方裁判所におきまして株主総会決議不存在、決議存在確認及び取締役の地位確認訴訟（以下「本訴訟1」という）の提起を受けました。

同年8月4日付「株主による株主総会決議不存在確認等訴訟の提起に関するお知らせ」で開示いたしましたとおり、当社は、当社株主である上田和彦氏、東拓観光株式会社及びロイヤル観光株式会社（以下「当該株主」という）より、同裁判所におきまして株主総会決議不存在確認等訴訟（以下「本訴訟2」という）の提起を受けました。

上記2つの訴訟は併合されて審議されておりましたところ、本日開催された口頭弁論期日において和解（以下「本和解」という）が成立いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

なお、本和解により、当該株主は、同裁判所にて係属中である同年7月29日付「株主による当社及び当社取締役に対する職務執行停止・代行者選任の仮処分の申立てに関するお知らせ」で開示いたしました当該株主による当社及び当社取締役である小松氏、浅利睦男氏及び高木章氏に対する職務執行者・代行者選任仮処分申立事件、また同年8月11日付「株主による仮取締役兼仮代表取締役等選任の申立てに関するお知らせ」で開示いたしました当該株主による当社に対する仮取締役兼仮代表取締役等選任申立事件についても、遅滞なく、取り下げる予定です。当社は、これらの取り下げが確認でき次第、改めて適時開示いたします。

### 記

#### 1. 本和解に至った経緯

平成26年6月26日付「第39期定時株主総会における議決権行使結果に関するお知らせ」で開示いたしましたとおり、当社の第39期定時株主総会において会社提案原案は可決されました。

この結果に対して、小松氏は、当社に対して、会社提案原案が可決された決議が存在することの確認等のため、本訴訟1を提起いたしました。また当該株主は、当社に対して、会社提案原案が可決された決議が存在しないことの確認等のため、本訴訟2を提起いたしました。

上記2つの訴訟は併合されて審議されておりましたところ、他方で、同年11月11日付「株主による臨時株主総会の開催日時等に関するお知らせ」で開示いたしましたとおり、当該株主が、平成26年11月29日（土曜日）午前11時より、東京都港区六本木六丁目10番1号六本木ヒルズ森タワー22階 TMI 総合法律事務所 会議室にて、当社の臨時株主総会（以下「本臨時株主

總會」という)を開催することが決定しております。

このような状況下で、東京地方裁判所より和解の勧誘があったため、本日開催された口頭弁論期日において、当社、小松氏、当該株主及び利害関係人として浅利氏及び高木氏は和解いたしました。

## 2. 本和解がなされた裁判所及び年月日

- (1) 本和解がなされた裁判所 東京地方裁判所
- (2) 本和解がなされた年月日 平成26年11月13日

## 3. 本訴訟1及び本訴訟2をした者の概要

### 本訴訟1

- (1) 氏 名 小松 裕介
- (2) 住 所 神奈川県川崎市

### 本訴訟2

- (1) 氏 名 上田 和彦
- (2) 住 所 東京都渋谷区

- (1) 名 称 ロイヤル観光有限会社
- (2) 本店所在地 広島県広島市中区広瀬北町3番36号
- (3) 代表者の役職・氏名 代表取締役 瀬川 洋幸

- (1) 名 称 東拓観光有限会社
- (2) 本店所在地 広島県広島市中区広瀬北町3番36号
- (3) 代表者の役職・氏名 代表取締役 山田 孝義

## 4. 本和解の内容(概要)

- (1) 小松氏、浅利氏、高木氏及び当社は、本臨時株主總會において示された株主の意向を尊重し、当社に対し、本臨時株主總會の招集、議事、議決について、訴えを提起しない。また、第三者をして訴えを提起させることはしない。
- (2) 小松氏、浅利氏及び高木氏は、本日から本臨時株主總會終結までの間、当社をして、その事業及び運営を善良なる管理者の注意義務をもって通常の業務の範囲内でのみ行わせる。
- (3) 当社は、本臨時株主總會が開催されるまで、新株発行を行わないことを確約する。
- (4) 当該株主は、小松氏、浅利氏、高木氏、橋本俊弘氏、武田剛氏、山口英子氏に対し、(i) 当社の第39期定時株主總會のR-1 合同会社及び佐久間浩人氏の議決権に関する件、平成26年6月27日付臨時報告書及び同月30日付有価証券報告書の取締役5名選任についての記載内容に関する件、ペアチケットの交付に関する件並びに、(ii) 当該株主の平成26年7月16日付株主總會招集請求、同月18日付株主名簿閲覧等請求及び同年9月1日付会計帳簿閲覧等請求に関する件について、会社法847条による責任追及、損害賠償請求を行わない。
- (5) 当該株主は、本和解成立後、遅滞なく、職務執行者・代行者選任仮処分申立事件及び仮取締役兼仮代表取締役等選任申立事件を取り下げることとし、当社はこれらに同意する。
- (6) 当該株主及び小松氏は、本件各訴えをいずれも取り下げ、当社はこれらに同意する。

5. 今後の方針及び見通し

小松氏、浅利氏、高木氏及び当社は、本和解の内容に従って、真摯に対応してまいります。

また前述のとおり、当社は、当該株主による職務執行者・代行者選任仮処分申立事件及び仮取締役兼仮代表取締役等選任申立事件の取り下げが確認でき次第、改めて適時開示いたします。

以 上